

根室市における犯罪被害者等支援条例の条文説明

この条例を制定するにあたり、上位となる法律は次の2つ。

- ①犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）
- ②犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）

第1条 目的

条例制定の目的を示すもの

第2条 定義

第1号 支援の対象とする犯罪を整理するもの。犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）と同義。

法抜粋
第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

第2号 支援の対象とする犯罪行為を整理するもの。犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）と同義。

法抜粋
第二条 この法律において「犯罪行為」とは、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十七条第一項本文、第三十九条第一項又は第四十一条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第三十五条又は第三十六条第一項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

引用先の意味

刑法第 37 条第 1 項本文＝緊急避難	} 含む
刑法第 39 条第 1 項＝心神喪失	
刑法第 41 条＝責任年齢	
刑法第 35 条＝正当行為（医師の手術、逮捕）	} 除く
刑法第 36 条第 1 項＝正当防衛	

第3号 支援の対象者を整理するもの。被害者本人以外にも近親者を定義。どちらも根室市民であること。

第4号 市民の範囲を整理。市内に住所を有する者以外の市内で活動するものも定義。

第5号 事業者の範囲を整理。

第6号 関係機関の範囲を整理。

第7号 二次被害の範囲を整理。犯罪による影響までと定義。

第3条 基本理念

二次的被害を生じさせないよう、被害者等への接し方について配慮する内容を整理。犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）と同義。

第4条 市の責務

本条例における市の責務を整理。

第5条 市民等及び事業者の責務

市民等及び事業者の責務を整理。特に事業者は、犯罪被害者等だからといって採用の拒否や退職の勧奨、望まない配置転換を行うなど不当に扱わず、職場内で噂したり冷たく対応したりするなど勤務しにくい環境を作らない様に配慮してもらいたい。また、精神不安定な状態等により勤務できない場合や警察への捜査協力、裁判への出頭など休暇を取得することに理解してもらいたい。

第6条 相談及び情報の提供等

支援を適切に行うための相談体制と関係機関との連携を整理。

第7条 見舞金の支給

経済的支援として、見舞金の支給を規定。支給対象者は被害者本人、遺族ともに根室市民であること。

第8条 住居の安定

加害者に住居を知られている等の理由により、転居を余儀なくされた方に対する支援を規定。

第9条 個人情報の適切な管理

加害者からの報復等、さらなる被害を防ぐため、犯罪被害者等の情報漏洩を防ぐための規定。実際に支援をする市と関係者に適用。

第10条 市民等及び事業者の理解の増進

犯罪被害者等が日常生活に戻れるよう、市民等への理解増進を規定。

第11条 意見等の反映

施策充実のため、犯罪被害者等の意見を反映する規定。

第12条 支援の制限

犯罪被害者等自身も加害者であったり、虚偽であったりなど、支援を行うことが適切ではないと認められる状況を想定した規定。

第13条 委任

条例施行にあたり、詳細について規則へ委任する規定。

附則

- ・ 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日から
- ・ 適用区分 条例制定前に行われた犯罪の被害者は対象外
- ・ 根室市安全で住みよいまちづくり条例の一部改正
当該条例にある「犯罪被害者等支援」に関する文言を削除